

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

33期

貴重な仲間を得た時期



会員 榊原 富士子 (33期)

33期の司法研修所入所は、35年前の1979年である。驚くほど修習時代の細部はすでに忘れていて。そこで、非常に雑駁で強く印象に残っていることだけを取り上げることをご容赦願いたい。

33期の修了生484名のうち女性は33人、6.8%と非常に少なかった。このため、最初の同期との出会いである最高裁判所での健康診断（当時は各自でするものではなく事前に最高裁判所に全員が集められた）でも、湯島の研修所への初出頭日でも、初めて出会った女性どうして急速に仲良くなった。馬橋の寮には、たった10名ほどの女性修習生が二階の一角に集められていたので、前期後期を問わず、夜戻ると毎日のように誰かの部屋で今でいう女子会をした。量の部屋は親密感を増すのに抜群の効果があった。盛り上がると声が大きくなるので、勉強熱心な修習生からは時々お叱りを受けた。たまに、白表紙の本で一人勉強していたりすると、誰かが勝手に入ってきて、「なんでこんな勉強してるの」と本は隅へ片づけられてしまった。しかし、そこでしか得られない人生勉強もした。女性修習生の主たる関心事の一つは（今であれば、ロースクール生の関心事も同じ）、いつ結婚するか、いつ出産するか、姓を変えるか変えないか、変えるならば時期はいつか…であった。きっぱりと決めて計画的に実行している修習生もあり、他の修習生から称賛をあげた。しかし、多くはどうかとぐずぐずしていた。同期の複数で訪問した大事務所では、

数年先輩の颯爽とした女性弁護士が、「旧姓で弁護士をしています」とさらっと説明してくださった。何か特殊な事情があるためかは聞く勇気もなかったが、その訪問は私がその後、夫婦別姓選択制の裁判や婚外子の裁判にかかわる大きなきっかけになった。当時の仲間は当然、かけがえない親友になった。

私は「要件事実」という言葉を受験勉強時代は全く知らず（多くの同期もそうであったに違いない）、定塚孝司民裁教官の授業はとてとても熱意に満ちて新鮮に感じた。あまりに貴重と思ったのか、今も「民事判決起案の手引き」「民事訴訟における要件事実について」（昭和52年や53年と印刷されている）等の5冊を黄ばんだまま保存している。弁護士になってからの10年は、起案をするときに結構参照した。書庫を広くするため、大量の最高裁判所判例解説刑事編は思い切って捨てたが、この白表紙の教科書は今後もきっと捨てない。弁護士になる者にとっては、裁判官や検察官の勉強こそ貴重である。前期クラスの教官であった飯田穰検察官に、偶然その後、実務修習（大阪）でも法廷でお会いした。その論告は深く、ほとんど弁護士の最終弁論のようでもあり、そのお人柄に感銘を受けた。修習から始まってさまざまな方に出会って教えられ助けられてきたことに心から感謝したい。まだもう少し現役を続けるだろうが、さらにどんな縁をつなぐことができるのか1年1年をととても楽しみにしている。